

産業廃棄物の処分委託に関する実地確認記録様式（例）

- 「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」（以下「条例」という。）では、1年以上にわたり継続して産業廃棄物の処分を業者に委託するときは、毎年1回以上定期的にその処分の実施状況などを確認し、その結果を記録・保存することとしています。（条例第32条）
- 条例では、事業者が行う実地確認において確認すべき事項について、詳細に規定していませんが、事業者は廃棄物処理法に規定される基準等を踏まえ、確認する項目を独自に定めて実地調査を行ってください。
- この実地確認記録様式（例）は、事業者が実地確認において確認する項目を検討する際に参考となるよう作成したものです。
 事業者において必要な事項を追加したり、修正を加えたりして活用してください。また、評価欄において、適・否の評価形式をとっていますが、「優・良・可・不可」など独自に評価形式を定めて活用し、実地確認を行った処分業者が委託先として適切か判断してください。
- なお、実地確認の結果、不適切な処分が行われていた場合における知事への報告については、実地確認の結果記録票の写しを提出願います。

【参考】

産業廃棄物収集運搬及び産業廃棄物処分業者は、廃棄物処理法により次の事項を記載した帳簿を備え付けなければなりません。書類確認の際の参考としてください。

収集又は運搬	1 収集又は運搬年月日 2 交付されたマニフェストごとの交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号 3 受入先ごとの受入量 4 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 5 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
運搬の委託	1 委託年月日 2 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 3 交付したマニフェストごとの交付年月日及び交付番号 4 運搬先ごとの委託量
処分	1 受入れ又は処分年月日 2 交付又は回付されたマニフェストごとの交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号 3 受け入れた場合には、受入先ごとの受入量 4 処分した場合には、処分方法ごとの処分量 5 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く）後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量
処分の委託	1 委託年月日 2 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 3 交付したマニフェストごとの、交付又は回付された受け入れた産業廃棄物に係るマニフェストの交付者の又は名称、交付年月日及び交付番号 4 受託者ごとの委託の内容及び委託量

3 保管の状況（現地確認）

項 目	評 価
(1) 保管の場所の周囲に囲いが設けられているか	□適 □否
(2) 産業廃棄物の保管に関し、必要な事項を表示した掲示板が設けられているか 必要な事項：保管する産業廃棄物の種類、保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先、屋外で容器を用いず保管する場合は最大積上高の上限、保管上限	□適 □否
(3) 保管されている産業廃棄物の量は適切か （保管上限を超えていないかなど）	□適 □否
(4) 保管の場所から、産業廃棄物が飛散、流出、地下浸透し、悪臭発散しないように必要な措置が取られているか （保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合には、排水溝等の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆っているか）	□適 □否

4 不適正な処分の状況及び講じた措置の内容

(1) 不適正な処分の状況
(2) 講じた措置の内容